

預金口座振替規定（お客様控え）

1 私（預貯金者、以下同じ。）が支払うべき納付金について、名古屋市から貴金融機関に納付書又は電磁的記録（以下「納付書等」という。）が送付されたときは、私に通知することなく、納付書等に記載された金額を指定預貯金口座から引落しのうえ名古屋市の口座にお支払いください。なお、振替（払込）日が変更された場合には、納付書等に記載された日をもって処理されて差し支えありません。

2 預貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書又は普通預金、納税準備預金、納税貯蓄組合預金規定、株式会社ゆうちょ銀行が定める通常貯金規定等にかかわらず、小切手の振出し又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書、払戻受領証の提出はいたしません。

3 振替（払込）日において、納付書等の金額が指定預貯金口座から払い戻すことができる金額（当座貸越又は自動貸付を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、私に通知することなく、納付書等を返却されてもさしつかえありません。

4 この預金口座振替（自動払込）契約により名古屋市に納付した納付金について、貴金融機関からの領収書、振替済通知書又は払込済通知書の発行を省略されてもさしつかえありません。

5 この預金口座振替（自動払込）契約を解約又は変更するときは、所定の手続きにより届けます。ただし、ゆうちょ銀行以外の場合、私が収納取扱店、預金種目又は口座番号を変更するときは、私に代わって貴金融機関から名古屋市に届け出てください。さしつかえありません。

6 この預金口座振替契約は、私からの解約の届出がないまま長期間にわたり名古屋市から納付書等の送付がない等の相当の事由があるときは、特に申出をしない限り、貴金融機関は、この契約が終了したものとして取り扱ってさしつかえありません。

7 この預金口座振替（自動払込）契約は、私の納税義務が消滅したとき、その他名古屋市が定める事由に該当するときは、解約又は変更されても異議はありません。

8 この預金口座振替（自動払込）について、仮りに紛議が生じても、貴金融機関の責によるものを除き、貴金融機関にはご迷惑をかけません。

9 この預金口座振替（自動払込）契約は、私が解約を申し出た場合、指定預貯金口座を解約した場合、6により貴金融機関が取扱った場合及び7により解約された場合を除き、次年度以降も有効としてください。

（申し込みをされた内容を記入し、後日お送りする「口座振替（自動払込み）開始のお知らせ」とご確認ください。）

管理区分 (課税区名)	税目 (〇〇税)	お問い合わせ番号	振替単位 (前納・期別)	金融機関名・口座番号